

令和4年 4月11日

保護者 各位

弘前東高等学校
校長 虻川 昭吾

休業措置等について（青森県教育委員会からの通知）

春暖の候、保護者の皆様には、ますます御清栄のことと存じます。
さて、青森県教育委員会から標記について通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、4月28日（木）までの間、下記について措置を講じていくこととなりました。

記

1 体調不良者への対応（生徒）

（1）体調不良者がいる場合

体調不良者は登校を控え（出席停止）、症状がなくなってから48時間以上経過した後、登校を可能とする。

ワクチン接種後の副反応と思われる体調不良の場合も、症状がなくなってから48時間以上経過したのち、登校を可能とする。

（2）体調不良者が同一学級に複数（在籍数のおおむね20～25%程度）いる場合
当該学級は3日間（土日、休日を含む）の臨時休業を検討する。

（3）臨時休業の措置を講じている学級が複数ある場合

学年又は全校の臨時休業について、学校における感染状況等を踏まえ判断する。

2 陽性（保健所が陽性とみなした場合を含む）が判明した場合の対応（※本校独自対応）

（1）クラスに陽性者が確認された場合について

発症日（無症状の場合は検体採取日）の2日前にさかのぼって登校していた場合は陽性判明者の最終登校日の翌日から原則として5日間の学級閉鎖とする。

(2) 部活動に陽性者が確認された場合について

発症日（無症状の場合は検体採取日）の2日前にさかのぼって練習していた場合は陽性判明者の最終登校日の翌日から原則として5日間の部活動停止とし、当該部活動に参加していた生徒も5日間の出席停止とする。

※本校では陽性者の特定となる情報は発信できません。

このことから、接触者の疑いがある場合も陽性者の特定につながる情報となり得ることからお知らせできません。

よって、学級閉鎖になった場合は、かかりつけ医等に相談して、積極的に検査を受けるようにしてください。

尚、検査を受ける場合は、学校にも電話でお知らせください。

(3) 学級閉鎖及び当該部活動の出席停止期間について

生徒のタブレット（メタモジ）を利用して本人や同居の家族等の健康確認をします。学級閉鎖後の登校に関しては、これまで通り風邪症状や通常と異なる体調の場合は出席停止となります。

(4) 保健所を通して判断された接触者の待機期間について

保健所から生徒が接触者の特定を受けた場合は、保健所から指示された待機期間を学校にお知らせください。

3 接触者の特定基準

- (1) マスクを着用していても15分以上手の届く距離で会話をした者
- (2) 会話を伴って一緒に食事をした者
- (3) マスクを着用していても呼気が荒くなるような運動を共にした者
- (4) その他、仲の良い友人等、普段から比較的近い距離で接している者